

29み監査第127号
平成30年3月26日

| | |
|--------------|-----------|
| みよし市長 | 小野田 賢 治 様 |
| みよし市教育委員会教育長 | 今 瀬 良 江 様 |
| みよし市議会議長 | 塚 本 克 彦 様 |

| | |
|----------|---------|
| みよし市監査委員 | 小 嶋 正 道 |
| 同 | 藤 川 仁 司 |

随時監査(物品管理に関する監査)の結果に関する報告について(報告)

地方自治法第199条第5項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

随時監査結果報告書

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査を次のとおり実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

小 嶋 正 道

藤 川 仁 司

第2 監査の種類

随時監査

第3 監査の概要

1 監査の実施日

平成29年12月21日

2 監査の対象とした部課

子育て健康部 子育て支援課（子育て総合支援センター）

教育部 生涯学習推進課（図書館学習交流プラザ）

3 監査の対象とした事項及び範囲

物品管理に関する事務

4 監査の着眼点及び実施方法

みよし市物品管理規則（以下「規則」という。）の規定に基づき、消耗品の中でも備品と同等の管理が必要と考えられる物品を対象として、適正な記録管理がされているか、保管方法は適正か等を主眼とし、現物の実査及び現物と消耗品受払簿等関係書類を照合するとともに、関係職員の説明を聴取して監査を実施しました。

第4 監査の結果

以下、監査対象課ごとに上記着眼点に沿って監査結果を報告します。

1 子育て健康部子育て支援課（子育て総合支援センター）

平成29年12月21日午前10時50分から、子育て支援課主査の立会いのもとで監査を実施した結果、対象とした消耗品は、規格・数量等が請求書どおりに納品され、所定の配置場所において保管されていました。

規則第27条の規定に基づく、消耗品受払簿の整備はされておりませんでした。また、消耗品の中で消耗品受払簿に記録する基準も定められていませんでした。

2 教育部生涯学習推進課（図書館学習交流プラザ）

平成29年12月21日午後3時15分から、生涯学習推進課長及び主任主査の立会いのもとで監査を実施した結果、対象とした消耗品は、規格・数量等が請求書

どおりに納品され、所定の配置場所において保管されていました。

規則第27条の規定に基づき、消耗品受払簿は整備されていました。対象とした消耗品は、部内で定めた消耗品受払簿に記帳する基準に従い記帳されていましたが、記帳が必要だと考えられる消耗品について一部記帳されていないものがありました。

第5 監査意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり意見を付します。

1 所管課名の標示について

監査の対象とした消耗品について、所管課等の標示がされていないものがありました。消耗品についても備品と同様に規則第10条の規定に準じて、標識を付することが困難なものや付する必要がないと認められるもの以外については、所管課等を明確にしておくことが望ましいと考えます。

2 消耗品受払簿の記帳について

規則第27条ただし書きに「物品の性質上、特に重要でないものについては、消耗品受払簿の記帳を省略することができる。」とされていますが、備品と同程度の管理が必要な消耗品は、すべて消耗品受払簿へ記帳し管理すべきだと考えます。

消耗品の受払簿への記帳については、規則で規定している「特に重要でないもの」の定義が明瞭でないため、市で統一した基準を定め管理することが望ましいと考えます。